

## 建設発生土の受け入れ先の選定及び積算例について

建設発生土が発生する場合には、「建設副産物の手引き」に基づき以下のとおり検討する。

(1)排出の抑制(発生抑制、現場内利用) (2)現場間利用の促進 (3)再生資材の利用

このうち、建設発生土の現場外搬出が必要な場合((2)及び(3))に受入先を決定する優先順位は次のとおりである。

### ① 他の建設工事への搬出(工事間利用の推進)

- ・建設発生土情報交換システム又は公共工事土量調査による公共工事間利用
- ・他の公共工事発注機関に直接照会
- ・UCRの利用(発注時に費用等を確認すること)
- ・建設発生土の官民有効利用の試行マッチングの利用(発注時に費用等を確認すること)

### ○積算例

#### 公共工事間利用の場合

- ・必要に応じて積込(ルーズ)等の費用を計上する
- ・土砂等運搬の費用は、埼玉県土木工事標準積算基準書(第2編共通工編 第1章土工)を基に算出

土砂等運搬 (m<sup>3</sup>)

### ② 建設発生土受入地(工事は行っていないが土砂の受入を行っている箇所)へ搬出

- ・都市機構等の面的整備を行う受入地の利用(発注時に費用等を確認すること)
- ・UCRの利用

### ○積算例

#### 現場から20km離れたUCRへ搬出する場合

- ・必要に応じて積込(ルーズ)等の費用を計上する
- ・土砂等運搬の費用は、埼玉県土木工事標準積算基準書(第2編共通工編 第1章土工)を基に算出
- ・UCR基本料金・UCR受入費の費用は、埼玉県土木工事設計単価表を基に算出
- ・UCR基本料金の積算方法については、令和7年3月25日付建管第2195-1号を参照

土砂等運搬(m<sup>3</sup>)



UCR基本料金(回)



UCR処分費(m<sup>3</sup>)

1申込毎に1回計上

### ③ 土質改良プラントの利用

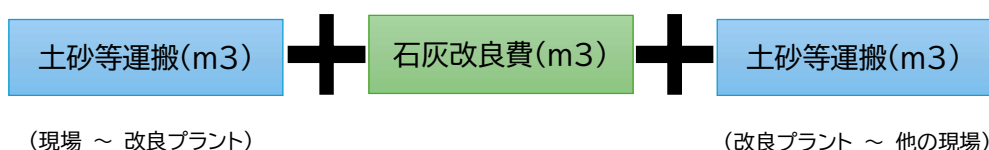
・軟弱な建設発生土(泥土を除く)のために工事間利用できない場合は、土質改良プラントの利用を検討する。

※プラントに持ち込み後、速やかに土質改良し、速やかに搬出(改良土の利用)する石灰改良費の積算方法と、将来の同量搬出(改良土の利用)を約束しプラントに持ち込む建設発生土受入費の積算方法がある。なお、建設発生土受け入れ費は、将来の搬出を約束することを前提と考え、あくまで搬出(改良土の利用)するまでの一時的な仮置きのための受け入れのための単価であることを認識すること。(恒久的な処分単価として適用できない)

#### ○積算例1(石灰改良費を用いる積算)

現場から改良プラントへの搬出後、石灰改良を行い、他の建設工事への搬出(改良土の利用)する場合(受け入れに必要な土質区分基準を満たすよう土質を改良し、搬出する場合)

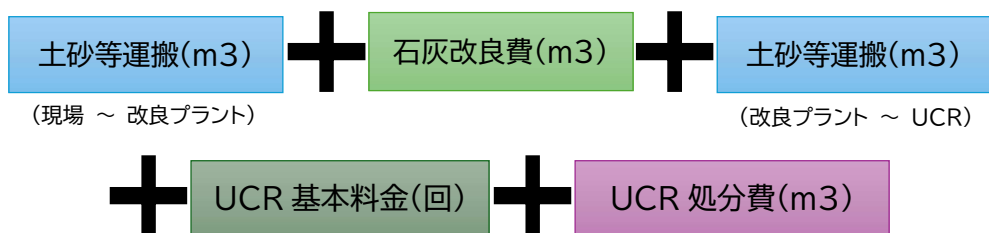
- ・必要に応じて積込(ルーズ)等の費用を計上する
- ・土砂等運搬の費用は、埼玉県土木工事標準積算基準書(第2編共通工編 第1章土工)を基に算出
- ・石灰改良費の費用は、埼玉県土木工事設計単価表を基に算出
- ・石灰改良予定の土量が現場の建設発生土量に満たない場合、満たない量については適正に処理すること(※参照)



#### ○積算例2(石灰改良費を用いる積算)

現場から改良プラントへの搬出後、石灰改良を行い、UCR へ搬出(改良土の利用)する場合(受け入れに必要な土質区分基準を満たすよう土質を改良し、搬出する場合)

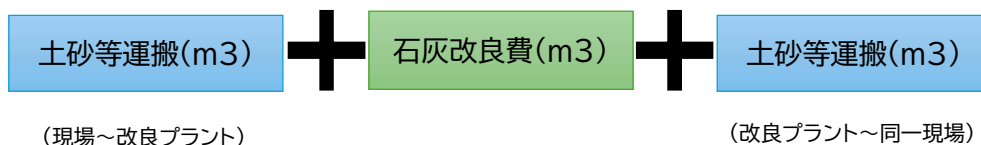
- ・必要に応じて積込(ルーズ)等の費用を計上する
- ・土砂等運搬の費用は、埼玉県土木工事標準積算基準書(第2編共通工編 第1章土工)を基に算出
- ・石灰改良費の費用は、埼玉県土木工事設計単価表を基に算出
- ・UCR 基本料金・UCR 受入費の費用は、埼玉県土木工事設計単価表を基に算出
- ・石灰改良予定の土量が現場の建設発生土量に満たない場合、満たない量については適正に処理すること(※参照)



### ○積算例3(石灰改良費を用いる積算)

現場から改良プラントへの搬出後、石灰改良を行い、時期を置かずに同一現場に搬入(改良土の利用)する場合

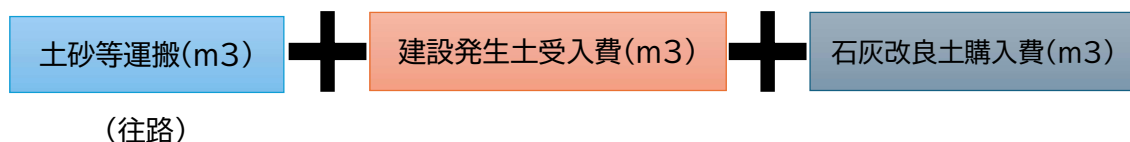
- ・必要に応じて積込(ルーズ)等の費用を計上する
- ・土砂等運搬の費用は、埼玉県土木工事標準積算基準書(第2編共通工編 第1章土工)を基に算出
- ・石灰改良費の費用は、埼玉県土木工事設計単価表を基に算出
- ・石灰改良予定の土量が現場の建設発生土量に満たない場合、満たない量については適正に処理すること(※参照)



### ○積算例4(建設発生土受入費を用いる積算)

現場から改良プラントへの搬出後、時期を置いて同量以上の石灰改良土を購入し、同一現場に搬入(改良土の利用)する場合

- ・必要に応じて積込(ルーズ)等の費用を計上する
- ・土砂等運搬の費用は、埼玉県土木工事標準積算基準書(第2編共通工編 第1章土工)を基に算出
- ・石灰改良土の購入費は、埼玉県土木工事設計単価表を基に算出
- ・石灰改良土の購入量が現場の建設発生土量に満たない場合、満たない量については適正に処理すること(※参照)
- ・石灰改良土購入費は現着単価のためプラントからの運搬費は計上しなくて良い

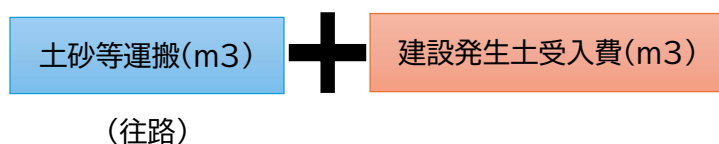


### ○積算例5(建設発生土受入費を用いる積算)

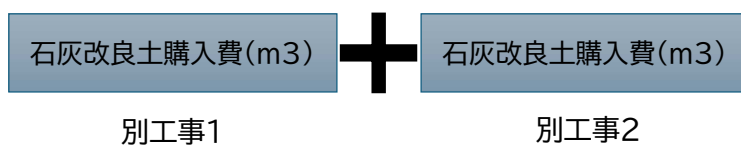
現場から改良プラントへの搬出(改良土の利用)後、別の工事で同量以上の石灰改良土を使用する場合

- ・設計段階で改良プラントが必要量を受け入れ可能か確認すること
- ・必要に応じて積込(ルーズ)等の費用を計上する
- ・土砂等運搬の費用は、埼玉県土木工事標準積算基準書(第2編共通工編 第1章土工)を基に算出
- ・石灰改良土の購入費は別工事で計上
- ・石灰改良土の購入量が現場の建設発生土量に満たない場合、満たない量については適正に処理すること(※参照)

#### ●発注工事

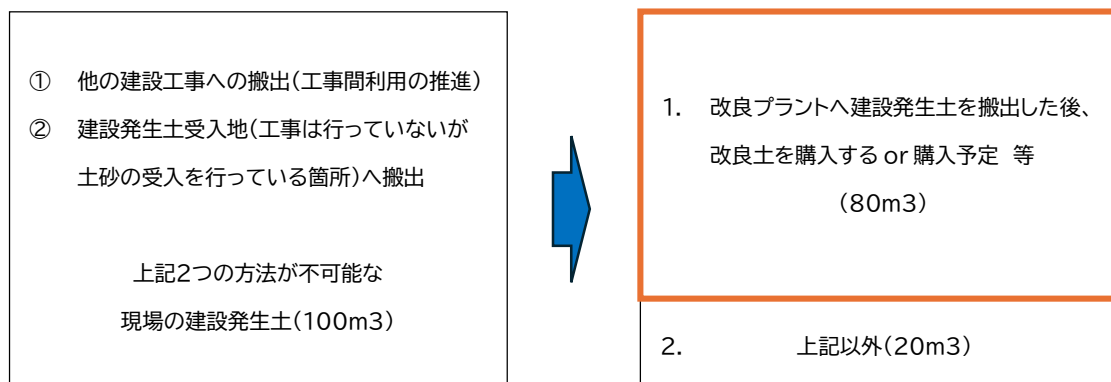


#### ●別工事



石灰改良土購入量(別工事1) + 石灰改良土購入量(別工事2) ≥ 建設発生土受入量 であること

#### ※参照



- 1.「建設発生土受入費」として計上できる
- 2.「④その他適正処理」を参照

#### ④ その他適正処理

上記の方法で検討しても50kmの範囲内で処理方法が見つからない場合は、有料の建設発生土受入地や適法の民間受入地に処理することができる。この場合、受入費は見積り等により、単価を決定すること。

※建設発生土リサイクルの主旨に沿わないため上記リサイクルを優先すること。

※その他適正処理による受入費は受入地が適法の最終処分地を探し運搬し処分が含まれているため、高額な受入費となる。このため、上記③の発生土受入費は適用できない。